

児童扶養手当の所得制限の特例

☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 23-6045

震災により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、4月から翌年7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

◆対象

- ① 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止または全部停止になっている人で、本人またはその扶養親族が所有する財産に損害を受けた人
→ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- ② 扶養義務者（同居の親族等）の所得制限により全部停止になっている人で、扶養義務者またはその扶養親族が所有する財産に損害を受けた人
→ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

◆申請に必要なもの

児童扶養手当被災状況書（子育て支援課にあります）、印鑑、り災証明書の写し

◆申請期間

本来は被災してから14日間に届けることとされていますが、厚生労働省からの通知により、当面の間受け付けます。

◆注意点

後日、災害を受けた年（平成23年）の所得について再確認を行い、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還してもらいます。

◆申込

子育て支援課（市役所西庁舎2階）

就学支援

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033

1. 日本学生支援機構緊急採用奨学金

独立行政法人日本学生支援機構では、災害救助法適用地域（大崎市を含む）の学生に対して奨学金の緊急採用をします。

◆奨学金の種類

第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（利息有）

◆対象となる学校等

大学・短大・高専・専修学校（専門課程）・大学院

※高校は対象となりません。

◆申込

在学する学校

※詳細は、在学する学校にお問い合わせください。

2. 就学援助費の支給

震災によって、所得や財産が著しい損失を受けた場合、学用品や通学用品に充てる経費の一部を支給します。通常の手続きに加え、地震災害により小中学生の教育費にお困りの保護者に学用品などの経費の一部を援助します。

◆申込

申請書に記入し、必要書類を添えて各学校に提出（申請書は各学校にあります）

大崎市奨学資金の償還猶予

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033

地震災害による被害の程度に応じて一定の期間、奨学資金の償還を猶予します。

手続きの詳細は直接お問い合わせください。

◆対象者

大崎市の奨学資金を償還中の人で、次の①～②のいずれかに該当する人。

- ① 震災で、所有または居住する住宅が被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」と判定された世帯の人
- ② 震災で長期入院、あるいは事業の廃止などで著しい収入減があった人

◆猶予される期間

- ① り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の場合1年以内
- ② 1年以内。猶予期間については、状況に応じて期間が異なりますのでご相談ください。

◆申請に必要なもの

- ① 償還猶予申請書、印鑑、り災証明書（写し可）
- ② 償還猶予申請書、印鑑、離職証明書

◆申込

教育委員会学校教育課（岩出山庁舎2階）、教育委員会古川支局または各教育委員会支所

市税（料）の減免

☎ 税務課 ☎ 23-2162

震災で被害を受けた人の市税（料）等を減免します。該当すると思われる人は、忘れずに申請してください。

◆対象年度

市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料は、災害発生日以後に納期が到来する平成22年度および23年度分

◆申請期間

随時申請を受け付けています。できるだけ早めに申請してください。

◆申請場所

税務課（市役所本庁舎3階）または各総合支所市民税務課

◆提出書類

減免申請書、り災証明書など被害状況の確認ができる書類

1. 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

◆対象者

- ① 今回の震災で、納税義務者が死亡した場合、生活保護を受けることとなった場合、障害者となった場合
- ② 平成22年中の所得が1,000万円以下で、居住する家屋が半壊以上の被害を受けた人

◆減免割合

対象者①の減免割合

区分	減免割合
納税義務者が死亡したとき	全部
納税義務者が生活保護法に基づく生活扶助を受けることとなったとき	全部
納税義務者が地方税法に規定する障害者となったとき	10分の9

対象者②の減免割合

平成22年中の 合計所得金額	減免割合	
	住宅が半壊	住宅が大規模半壊、全壊
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

2. 固定資産税・都市計画税

◆対象者

所有する固定資産が次のような損害を受けた人
土地：被害面積が当該面積の10分の2以上であるとき
家屋：全壊、大規模半壊または半壊であるとき
償却資産：価格が10分の2以上の価値を減じたとき

◆減免割合

① 土地

損害の程度	減免割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

② 家屋

損害の程度	減免割合
全壊もしくは大規模半壊	全部
半壊	10分の5

③ 償却資産

損害の程度	減免割合
価格が10分の10の価値を減じたとき	全部
価格が10分の6以上10分の10未満の価値を減じたとき	10分の8
価格が10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
価格が10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

納税相談

☎ 納税課 ☎ 23-5148

震災の被害を受けたことで、市税（料）の納付が困難な人は、納税課（市役所本庁舎2階）までご相談ください。

◆期間

随時受け付け

